

P F I 事業のプロセス

特定事業の選定

公共施設等の管理者等

ステップ. 1 事業の発案(民間事業者からの発案を含む)

P F I 事業として実施することの検討、民間事業者からの発案の積極的な取り上げ
民間事業者の発案に係る受付、評価等を行う体制の整備等
P F I 事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、実施方針を策定する等の手続きに着手

ステップ. 2 実施方針の策定及び公表

公平性、透明性に配慮した、早い段階での実施方針の策定、公表
民間事業者の参入に配慮した内容の具体性と、検討進捗に伴う内容の順次詳細化、補完の許容
公共施設等の管理者等の関与、想定されるリスク及びその分担をできる限り具体的に明確化
必要な許認可等、民間事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲、適用可能な補助金、融資等の具体的内容をできる限り明確化

ステップ. 3 特定事業の評価・選定、公表

P F I 事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できることが基準（同一サービス水準の下での公的財政負担の縮減、同一負担水準の下での公共サービス水準の向上等）
公的財政負担の総額の現在価値換算による評価（所要の適切な調整を行った上で）
定量的評価の原則と、これが困難な場合における客観性を確保した上での定性的評価
選定の結果等の公表における透明性の確保

民間事業者の
募集及び選定等

ステップ. 4 民間事業者の募集、
評価・選定、公表

公共施設等の管理者等

競争性の担保、手続きの透明性の確保
民間事業者の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間確保への配慮
価格以外の条件をも考慮した「総合評価」を行う場合における評価基準の客観性の確保
いわゆる性能発注の重視
民間事業者の質問に対する公正な情報提供
選定の結果等の公表における透明性の確保

ステップ. 5 協定等の締結等

公共施設等の管理者等と選定事業者

協定等による規定とその公開
・当事者間の権利義務等についての具体的かつ明確な取決め
・適正な公共サービス提供の担保のための規定
- 公共サービス水準のサーベイランス
- 実施状況、財務状況についての報告
- 問題があった場合の報告と第三者である専門家による調査・報告の提出
- 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するための必要かつ合理的な措置等
- 安全性の確保、環境の保全等に必要な範囲での公共の関与
・リスク配分の適正化に配慮したリスク分担の明確化、リスクの軽減・除去への対応の明確化
・事業終了時、事業継続困難の場合、契約解除に関する具体的かつ明確な規定
・選定事業の態様等に応じた適切な取決め
・協定等の解釈に疑義が生じた場合等についての具体的かつ明確な規定

PFI 事業の実施

ステップ. 6 事業の実施、監視等

公共施設等の管理者等と選定事業者

協定等に従った事業の実施
提供される公共サービスの水準のサーベイランス等

ステップ. 7 事業の終了

土地等の明渡し等、あらかじめ協定等で定めた資産の取扱いにのっとりた措置